

選択式

労働基準法及び労働安全衛生法

解答・解説

問 1

- A ③ 裁判所
- B ⑯ 付加金
- C ⑥ 上記権利等を保障した趣旨を実質的に失わせるものと認められる
- D ④ 作業管理
- E ⑦ 譲渡し、貸与し

本問 1 は、付加金の支払についてであり、労働基準法114条からの出題である。

労働基準法第114条は、**裁判所**は、同法第37条の規定に違反した使用者に対して、労働者の請求により、同条の規定により使用者が支払わなければならない金額についての未払金のほか、これと同一額の**付加金**の支払を命ずることができる旨規定している。

本問 2 は、産前産後休業と賞与支給要件に関する問題であり、最一小判平15.12.4東朋学園事件からの出題である。

最高裁判所は、就業規則として定める給与規程における、出勤率が90%以上の従業員を賞与支給対象者とする旨の条項（以下本問において「本件90%条項」という。）の適用に関し、その基礎とする出勤した日数に産前産後休業の日数等を含めない旨の定めが労働基準法（平成9年法律第92号による改正前のもの）65条等に反するか等が問題となった事件において、次のように判示した。

「労働基準法第65条は、産前産後休業を定めているが、産前産後休業中の賃金については何らの定めを置いていないから、産前産後休業が有給であることまでも保障したものではないと解するのが相当である。[…（略）…]したがって、産前産後休業を取得し[…（略）…]た労働者は、その間就労していないのであるから、労使間に特段の合意がない限り、その不就労期間に対応する賃金請求権

を有しておらず、当該不就業期間を出勤として取り扱うかどうかは原則として労使間の合意にゆだねられているというべきである。

ところで、従業員の出勤率の低下防止等の観点から、出勤率の低い者につきある種の経済的利益を得られないこととする措置ないし制度を設けることは、一応の経済的合理性を有するものである。上告人の給与規程は、賞与の支給の詳細についてはその都度回覧にて知らせるものとし、回覧に具体的な賞与支給の詳細を定めることを委任しているから、本件各回覧文書〔本件90%条項の適用に関し、産前産後休業については、出勤率算定の基礎とする出勤すべき日数に算入し、出勤した日数には含めない旨を定めた文書〕は、給与規程と一体となり、本件90%条項等の内容を具体的に定めたものと解される。本件各回覧文書によって具体化された本件90%条項は、労働基準法65条で認められた産前産後休業を取る権利〔…（略）…〕に基づく不就業を含めて出勤率を算定するものであるが、上述のような労働基準法65条〔…（略）…〕の趣旨に照らすと、これにより上記権利等の行使を抑制し、ひいては労働基準法等が上記権利等を保障した趣旨を実質的に失わせるものと認められる場合に限り、公序に反するものとして無効となると解するのが相当である。

本問3は、事業者に求められる健康障害を防止するため必要な措置についての出題であり、労働安全衛生法22条及び平26.2.17基発0217第7号からの出題である。

事業者は、労働安全衛生法第22条に基づき、健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならないが、事業場における自主的な労働衛生管理活動の促進を図るためには、総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等の選任及び職務の励行、衛生委員会の設置及び運営等の労働衛生管理体制の確立を基本とした上で、作業環境管理、作業管理及び健康管理並びに労働衛生教育の総合的な実施を図っていく必要がある。

本問4は、特定機械等以外の機械等における譲渡等の制限等に関する問題で、労働安全衛生法42条からの出題である。

労働安全衛生法第42条は、「特定機械等以外の機械等で、別表第2に掲げるものその他危険若しくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険若しくは健康障害を防止するため使用するもののうち、政令で定めるものは、厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければ、譲渡

し、貸与し、又は設置してはならない。」と定めている。

労働者災害補償保険法

解答・解説

問 2

- A ⑧ 第5級以上
- B ⑰ 労働
- C ④ 10年
- D ⑰ 補完
- E ⑱ 労働基準監督署長

本問1は、遺族補償年金を受ける遺族の障害の状態に関する問題で、労災保険法施行規則15条からの出題である。

遺族補償年金を受けることができる、障害の状態にある遺族の障害の状態について、労災保険法施行規則第15条は、「障害の状態は、身体に別表第1の障害等級の**第5級以上**に該当する障害がある状態又は負傷若しくは疾病が治らないで、身体の機能若しくは精神に、**労働**が高度の制限を受けるか、若しくは**労働**に高度の制限を加えることを必要とする程度以上の障害がある状態とする。」と定めている。

本問2は、社会復帰促進等事業のうち、長期家族介護者援護金に関する問題で、労災保険法施行規則36条1項からの出題である。

労災保険法施行規則第36条第1項は、「長期家族介護者援護金は、別表第1の障害等級第1級若しくは第2級の障害補償年金、複数事業労働者障害年金若しくは障害年金又は別表第2の傷病等級第1級若しくは第2級の傷病補償年金、複数事業労働者傷病年金若しくは傷病年金を受けていた期間が**10年**以上である者の遺族のうち、支援が必要な者として厚生労働省労働基準局長が定める要件を満たす者に対して、支給するものとする。」と規定している。

本問3は、労災就学援護費に関する問題で、最一小判平15.9.4労災就学援護費不支給処分取消請求事件からの出題である。

「労災就学援護費に関する制度の仕組みにかんがみれば、〔労災保険〕法は、労働者が業務災害等を被った場合に、政府が、〔労災保険〕法第3章の規定に基づいて行う保険給付を**補充**するために、労働福祉事業〔現・社会復帰促進等事業〕として、保険給付と同様の手続により、被災労働者又はその遺族に対して労災就学援護費を支給することができる旨を規定しているものと解するのが相当である。そして、被災労働者又はその遺族は、上記のとおり、所定の支給要件を具備するときは所定額の労災就学援護費の支給を受けることができるという抽象的な地位を与えられているが、具体的に支給を受けるためには、**労働基準監督署長**に申請し、所定の支給要件を具備していることの確認を受けなければならず、**労働基準監督署長**の支給決定によって初めて具体的な労災就学援護費の支給請求権を取得するものといわなければならない。

そうすると、**労働基準監督署長**の行う労災就学援護費の支給又は不支給の決定は、〔労災保険〕法を根拠とする優越的地位に基づいて一方的に行う公権力の行使であり、被災労働者又はその遺族の上記権利に直接影響を及ぼす法的効果を有するものであるから、抗告訴訟の対象となる行政処分当たるものと解するのが相当である。」

雇用保険法

解答・解説

問 3

- A ⑩ 並びに労働者が子を養育するための休業及び所定労働時間を短縮することによる就業
- B ⑮ 失業の予防
- C ⑧ 1年
- D ⑩ 求職の申込みをした上
- E ③ 78日

本問1は、雇用保険法の目的に関する出題で、雇用保険法1条からの出題である。

雇用保険法第1条は、「雇用保険は、労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行うほか、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合並びに労働者が子を養育するための休業及び所定労働時間を短縮することによる就業をした場合に必要な給付を行うことにより、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進し、あわせて、労働者の職業の安定に資するため、失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図ることを目的とする。」と規定している。

本問2は、高年齢求職者給付金に関する出題で、雇用保険法37条の4第5項からの出題である。

雇用保険法第37条の4第5項は、「高年齢求職者給付金の支給を受けようとする高年齢受給資格者は、離職の日の翌日から起算して1年を経過する日までに、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをした上、失業していることについての認定を受けなければならない。」と規定している。

本問3は、日雇労働求職者給付金の特例に関する出題で、雇用保険法53条1項からの出題である。

雇用保険法第53条第1項は、日雇労働被保険者が失業した場合に日雇労働求職者給付金の支給を受けるための要件の1つとして、継続する6月間に当該日雇労働被保険者について印紙保険料が各月11日分以上、かつ、通算して78日分以上納付されていることを定めている。

労務管理その他の労働に関する一般常識

解答・解説

問 4

- A ② 医療、福祉
- B ⑰ 農業、林業
- C ⑥ 業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの
- D ⑫ 施設管理
- E ⑨ 組合の弱体化を図ろうとしたもの

本問 1 は、65歳以上の就業者に関する問題で、「統計からみた我が国の高齢者（統計トピックス No. 142）（令和 6 年 9 月 15 日）」からの出題である。

「統計からみた我が国の高齢者（統計トピックス No. 142）（令和 6 年 9 月 15 日）」によれば、65歳以上の就業者を主な産業別に見ると、「卸売業、小売業」が 132 万人と最も多く、次いで「医療、福祉」が 107 万人で続いている。

産業別に 65 歳以上の就業者を 10 年前と比較すると「医療、福祉」が 63 万人増加し、10 年前の約 2.4 倍となった。ほとんどの主な産業で 65 歳以上の就業者が増加している一方で、「農業、林業」の 65 歳以上の就業者は 10 年前と比較して 3 万人減少している。なお、各産業の就業者に占める 65 歳以上の就業者の割合をみると、「農業、林業」が 52.9% と最も高くなっている。

本問 2 は、労働施策総合推進法に定める雇用管理上の措置等に関する問題で、労働施策総合推進法 30 条の 2 からの出題である。

労働施策総合推進法第 30 条の 2 第 1 項は、「事業主は、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによりその雇用する労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。」と定めている。

本問 3 は、労働組合法に定める不当労働行為に当たるかが争われた判例に関する

る問題で、最二小判平7.9.8オリエンタルモーター事件からの出題である。

最高裁判所は、使用者が労働組合に対し組合集会等のための従業員食堂の使用を許諾しない状態が続いていることをもって不当労働行為に当たるか否かが問題となった事件において、次のように判示した。

「組合結成通知を受けてからX守衛事件まで約9か月にわたり、上告人〔会社〕は、許可願の提出があれば業務に支障のない限り食堂の使用を許可していたというのであるが、そのことから直ちに上告人が組合に対し食堂の使用につき包括的に許諾をしていたものということとはできず、その取扱いを変更することが許されなくなるものではない。一方、X守衛事件が起きた直後に上告人から会場使用許可願を却下されて以来、組合は、上告人所定の会場使用許可願用紙を勝手に書き変えた使用届を提出するだけで、上告人の許可なく食堂を使用するようになり、こうした無許可使用を上告人が食堂に施錠するようになるまで5か月近く続けていたのであって、これが上告人の**施設管理権**を無視するものであり、正当な組合活動に当たらないことはいまでもない。上告人は、組合に対し、所定の会場使用許可願を提出すること、上部団体の役員以外の外部者の入場は総務部長の許可を得ること、排他的使用をしないことを条件に、支障のない限り、組合大会開催のため食堂の使用を許可することを提案しているのであって、このような提案は、**施設管理**者の立場からは合理的理由のあるものであり、許可する集会の範囲が限定的であるとしても、組合の拒否を見越して形式的な提案をしたにすぎないということとはできない。また、上告人は組合に対し使用を拒む正当な理由がない限り食堂を使用させることとし、外部者の入場は制限すべきではないなどとする組合からの提案も、上告人の**施設管理権**を過少に評価し、あたかも組合に食堂の利用権限があることを前提とするかのような提案であって、組合による無許可使用の繰り返し的事实を併せ考えるならば、上告人の**施設管理権**を無視した要求であると上告人が受け止めたことは無理からぬところである。そうすると、上告人が、X守衛事件を契機として、従前の取扱いを変更し、その後、食堂使用について**施設管理権**を前提とした合理的な準則を定立しようとして、上告人の**施設管理権**を無視する組合に対し使用を拒否し、使用条件について合意が成立しない結果、自己の見解を維持する組合に対し食堂を使用させない状態が続いたことも、やむを得ないものというべきである。

以上によれば、本件で問題となっている施設が食堂であって、組合がそれを使

用することによる上告人の業務上の支障が一般的に大きいとはいえないこと、組合事務所の貸与を受けていないことから食堂の使用を認められないと企業内での組合活動が困難となること、上告人が労働委員会の勧告を拒否したことなどの事情を考慮してもなお、条件が折り合わないまま、上告人が組合又はその組合員に対し食堂の使用を許諾しない状態が続いていることをもって、上告人の権利の濫用であると認めるべき特段の事情があるとはいえず、組合の弱体化を図ろうとしたものであるとも断じ得ないから、上告人の食堂使用の拒否が不当労働行為に当たるとすることはできない。」

社会保険に関する一般常識

解答・解説

問5

- A ③ 83.1
- B ⑮ 地方公共団体
- C ⑤ 医療との連携
- D ⑭ 責任準備金の額
- E ⑨ 資産所得倍増プラン

本問1は、第1号被保険者の国民年金保険料の納付状況に関する問題で、「令和5年度の国民年金の加入・保険料納付状況」からの出題である。

厚生労働省から令和6年6月に公表された「令和5年度の国民年金の加入・保険料納付状況」によると、第1号被保険者の国民年金保険料の納付状況についてみると、令和5年度の最終納付率（令和3年度分保険料）は、83.1%となっている。

本問2は、高齢者医療確保法に定める地方公共団体の責務に関する問題で、高齢者医療確保法4条1項からの出題である。

高齢者医療確保法第4条第1項では、「地方公共団体は、この法律の趣旨を尊重し、住民の高齢期における医療に要する費用の適正化を図るための取組及び高齢者医療制度の運営が適切かつ円滑に行われるよう所要の施策を実施しなければならない。」と規定している。

本問3は、介護保険法の介護保険に関する問題で、介護保険法2条2項からの出題である。

介護保険法第2条第2項では「前項の保険給付は、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行われなければならない。」と規定している。

本問4は、確定給付企業年金の責任準備金の額に関する問題で、確定給付企業

年金法60条2項からの出題である。

確定給付企業年金法第60条第2項では、「責任準備金の額は、当該事業年度の末日における給付に要する費用の額の予想額の現価から掛金収入の額の予想額の現価を控除した額を基準として、厚生労働省令で定めるところにより算定した額とする。」と規定している。

本問5は、私的年金制度に関する問題で、令和6年版厚生労働白書からの出題である。

令和6年版厚生労働白書によると、「多様化する国民の老後生活に対するニーズに対応しつつ、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るためには、老後生活の基本を支える公的年金に加え、企業年金・個人年金の充実が重要である。私的年金制度については、「資産所得倍増プラン」（令和4（2022）年11月28日新しい資本主義実現会議決定）において、①iDeCoの加入可能年齢を70歳に引き上げること、②iDeCoの拠出限度額の引上げ等について、2024年の公的年金の財政検証に併せて結論を得ること、③iDeCo各種手続きの簡素化等を行うこととされた」とある。

健康保険法

解答・解説

問 6

- A ⑮ 48万8,000
- B ④ 3
- C ⑩ 85
- D ⑦ 4分の3
- E ⑳ 日本年金機構又は地方厚生局長

本問1は、出産育児一時金における支給額と支給要件からの出題で、健康保険法101条、健康保険法施行令36条、昭27.6.16保文発2427号からの出題である。

被保険者が出産したときは、出産育児一時金として、政令で定める金額が支給される。政令で定める金額は、48万8,000円である。ただし、病院、診療所、助産所その他の者であって、所定の要件のいずれにも該当する出産であると保険者が認めるときは、48万8,000円に、3万円を超えない範囲内で保険者が定める金額（1万2,000円）を加算した金額である。出産育児一時金は、妊娠4か月（85日）以上の出産であれば、早産、死産、流産、人工妊娠中絶であっても支給される。妊娠1か月を月経周期に合わせて28日として計算するため、妊娠4か月以上とは、 $28日 \times 3か月 + 1日 = 85日$ 以上ということになる。

本問2は、任意適用事業所の取消の認可申請からの出題で、健康保険法33条、健康保険法施行規則22条からの出題である。

健康保険法第31条第1項の事業所の事業主は、厚生労働大臣の認可を受けて、当該事業所を適用事業所ではなくすることができる。認可を受けようとするときは、当該事業所の事業主は、当該事業所に使用される者（被保険者である者に限る。）の4分の3以上の同意を得て、厚生労働大臣に申請しなければならない。認可の申請は、事業主の氏名及び住所並びに事業所の名称及び所在

地を記載した申請書を日本年金機構又は地方厚生局長等に提出することによって行う。この申請書には、被保険者の同意を得たことを証する書類を添付しなければならない。

厚生年金保険法

解答・解説

問7

- A ⑦ 17日
- B ① 11日
- C ⑯ 名目手取り賃金変動率
- D ⑰ 令和4年2月
- E ⑪ 障害厚生年金のみである

本問1は、標準報酬月額の設定（定時決定）に関する出題で、厚生年金保険法21条1項からの出題である。

厚生年金保険法第21条第1項の規定によると、実施機関は、被保険者が毎年7月1日現に使用される事業所において同日前3月間（その事業所で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となった日数が17日（厚生労働省令で定める者（被保険者であって、その1週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の1週間の所定労働時間の4分の3未満である短時間労働者等）にあつては、11日。）未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬月額を設定するとされている。

本問2は、調整期間における再評価率の改定等の特例に関する出題で、厚生年金保険法43条の4第1項からの出題である。

厚生年金保険法第43条の4第1項の規定によると、調整期間における再評価率の改定については、名目手取り賃金変動率に、調整率に当該年度の前年度の特別調整率を乗じて得た率を乗じて得た率を基準とするとされている。

本問3は、特定被保険者及び被扶養配偶者についての標準報酬の特例に関する出題で、厚生年金保険法78条の14第1項、厚生年金保険法施行令3条の12の11、厚生年金保険法施行規則78条の17第1項1号からの出題である。

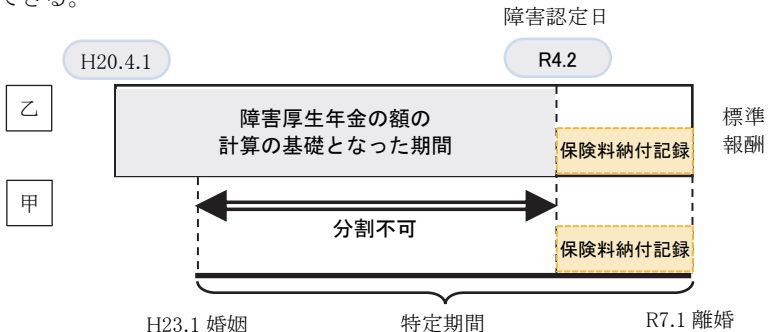
平成2年1月生まれの甲は、平成23年1月に同い年の乙と結婚し、令和7年1月に離婚した。婚姻期間中、乙は厚生年金保険の被保険者であり、甲は国民年金の第3号被保険者であった。また、乙は、令和2年8月に初診日のある傷病により、令和4年2月の障害認定日に障害等級3級に該当しており、離婚時には、当該障害による障害厚生年金を受給していた。この事例においては、3号分割標準報酬改定請求の対象とならない期間は、平成23年1月から令和4年2月までである。(※1)

本問4は、障害を支給事由とする年金の支給要件に関する出題で、厚生年金保険法47条、国民年金法30条からの出題である。

厚生年金保険の被保険者丙は、令和7年8月1日に自宅内で倒れて、病院に緊急搬送された。丙は、同日において、67歳の男性であり、老齢基礎年金、老齢厚生年金ともに繰下げ待機中である。この傷病によって、丙が障害認定日に、障害等級2級と認定された場合、受給権が発生する障害年金は、障害厚生年金のみである。なお、丙に保険料滞納期間はないものとする。(※2)

(※1) 3号分割ができない場合

特定被保険者が障害厚生年金の受給権者であって特定期間の全部がその額の計算の基礎となっている場合は、3号分割の請求をすることができない。ただし、特定期間の一部がその額の計算の基礎となっている場合は、その額の計算の基礎となった期間を除いて、当該請求をすることができる。



(※2)

初診日
65歳 67歳

厚生年金保険の被保険者	
国民年金第2号被保険者	老齢基礎年金 老齢厚生年金 (待機中)

障害基礎年金 支給要件 (国民年金法30条1項)

障害基礎年金が支給されるには、次の3つの要件をすべて満たす必要がある。本ケースは、丙は、初診日である令和7年8月1日において、67歳の男性であり、老齢基礎年金、老齢厚生年金ともに繰下げ待機中のため、国民年金第2号被保険者ではない。よって、当該傷病によって、丙が障害認定日に、障害等級2級と認定された場合であっても、障害基礎年金の受給権は発生しない。

(1) 被保険者等要件	① 初診日において被保険者であること ② 被保険者であった者であって、初診日において日本国内に住所を有し、かつ、60歳以上65歳未満であること
(2) 障害の程度要件	障害認定日において、障害等級の1級又は2級に該当する程度の障害の状態にあること
(3) 保険料納付要件	障害の原因となった初診日の前日において、その初診日の属する月の前々月までに被保険者期間があるときは、その被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間がその被保険者期間の3分の2以上を満たしていること

国民年金法

解答・解説

問 8

- A ⑱ 平成16年
- B ⑲ 16,900円
- C ⑳ 産前産後期間の保険料免除制度
- D ㉑ 128
- E ㉒ 38

本問1は、国民年金の保険料額についてであり、国民年金法87条3項ほかからの出題である。

国民年金の保険料は、平成16年の年金制度改正により、平成16年度水準で、毎年度280円ずつ段階的に引き上げてきたが、平成29年度に上限の16,900円に達したため、引き上げを完了した。その上で、令和元年度から、産前産後期間の保険料免除制度の財源とする目的で、保険料を100円引き上げている。ただし、毎年度の実際の保険料額は、国民年金法第87条第3項の規定により、この額に保険料改定率を乗じて算出するため、変動する。

本問2は、学生納付特例に係る所得要件についてであり、国民年金法90条の3第1項1号及び国民年金法施行令6条の9からの出題である。

学生納付特例に係る所得要件について、扶養親族等があるときは、128万円に当該扶養親族等（特定年齢扶養親族にあつては、控除対象扶養親族に限る。）1人につき38万円（当該扶養親族等が所得税法に規定する同一生計配偶者又は老人扶養親族であるときは当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき48万円とし、当該扶養親族等が特定扶養親族等であるときは当該特定扶養親族等1人につき63万円とする。）を加算した額以下とする。

折一式

労働基準法及び労働安全衛生法

解答・解説

本問のアからオまでのそれぞれの記述の正誤は以下のとおりであり、したがって、ア、イ、ウ及びオの四つを正しいとするDが正解となる。

問1 正解D

ア ○（労働基準法（以下問7まで「法」とする）5条、昭23.3.2基発381号）

設問のとおりである。法5条は「労働を強制してはならない」となっているのであって、「強制して労働させてはならない」とはなっていない。すなわち、労働者が現実には労働することまでは必要なく、暴行、脅迫、監禁等の手段を用い、労働者の意思に反して強制労働させようとした時点で、法5条違反が成立する。

イ ○（法6条、昭23.3.2基発381号）

設問のとおりである。法6条の「業として利益を得る」とは、営利を目的として、同種の行為を反復継続することをいう。したがって、たとえ1回の行為であっても、反復継続して利益を得る意思があれば法6条違反となるのであって、それが主業としてなされたか、副業としてなされたかは問わない。

ウ ○（法7条、令2.2.14基発0214第12号）

設問のとおりである。労働審判員や裁判員としての職務は法7条にいう「公の職務」に該当する。また、使用者は、労働者から公民権行使等に必要な時間を請求された場合には、それを拒否することはできないが、権利の行使又は公の職務の執行に妨げがない限りにおいて、請求された時刻を変更することはできる。

エ ×（法9条、昭23.6.5労発262号）

法9条において「労働者」とは、「職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者をいう」とされており、失業者は「含まれない」。なお、設問の「労働者」の定義は、労働組合法における定義であ

る。

オ ○（法11条、昭63.3.14基発150号）

設問のとおりである。生命保険料補助金（労働者の福利厚生のために使用者が支払うもの）は、法11条の賃金には該当しない。

問2 正解D

A ○ (法12条1項1号、2項)

設問のとおりである。設問の場合、賃金の全部が日給制で定められているため、平均賃金の最低保障額が適用され、原則の平均賃金(3,260.86円)より最低保障額の平均賃金(6,000円)の方が高くなるため、平均賃金は6,000円となる。

B ○ (法12条、昭39.6.12 36基収2316号)

設問のとおりである。

C ○ (法12条、昭45.5.14基発374号)

設問のとおりである。

D × (法12条、昭23.4.22基収1065号)

雇入れから3か月に満たない者について平均賃金を算定すべき事由が生じた場合は、雇入れ後の期間とその期間中の賃金の総額で算定するが、賃金締切日があり、かつ、一賃金算定期間があるときは、「直前の賃金締切日から起算する」。

E ○ (法12条3項、労働基準法施行規則(以下問7まで「則」とする)4条)

設問のとおりである。

問3 正解A

A ○ (法14条1項2号)

設問のとおりである。

B × (法14条1項、昭23.4.5基発535号)

設問の場合は、「使用者のみ」に罰則が適用される。

C × (法15条2項)

労働契約の締結に際し明示された労働条件が事実と相違している場合、労働者は、即時に労働契約を解除することが「でき、明示されたとおりの労働条件の履行を使用者に要求することもできる」。

D × (法19条)

設問の場合は、「X社だけが」当該労働者を解雇してはならないとされる。

E × (法20条1項、昭63.3.14基発150号)

事業主が経済法令違反のため購入した諸機械、資材等を没収された場合は、法20条1項の「やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合」には「該当しない」。そのため、設問の場合には、解雇の予告を行う必要がある。

問4 正解E**A × (法17条)**

労使協定がある場合においては、賃金を前借金その他労働することを条件とする前貸の債権と相殺することができるという規定はない。

B × (法24条1項、昭63.3.14基発150号)

労働者が第三者に賃金受領権限を与えようとする委任、代理等の法律行為は、「法24条の強行規定に反し、無効である」。

C × (法24条1項、昭23.9.14基発1357号)

設問の場合、前月分の過払賃金を翌月分で清算する程度は賃金それ自体の計算に関するものであるから、賃金全額払原則に「違反しない」。

D × (法25条)

法25条の「既往の労働に対する賃金」とは、既に労働した分に対応する賃金との意味であるため、「いまだ労務の提供のない期間に対する賃金については、支払期日前に支払う義務を負わない」。

E ○ (法26条、昭24.3.22基収4077号)

設問のとおりである。

問5 正解A

A × (法36条、昭24.2.9基収4234号)

労働者の過半数で組織する労働組合かどうかは、事業場ごとの労働組合員数で判断することになるため、設問の場合、本社、X支店及びY支店のいずれの事業場においても、労働者側の協定当事者はそれぞれの事業場の労働組合員数にかかわらず、その労働組合となるわけではない。

B ○ (法36条)

設問のとおりである。

C ○ (法36条、平11.3.31基発168号)

設問のとおりである。

D ○ (法36条、昭24.2.9基収4234号)

設問のとおりである。

E ○ (法36条、最二小判平13.6.22トーコロ事件)

設問のとおりである。

問6 正解E**A × (法37条、昭23. 2. 20基発297号)**

「通勤手当」とは、労働者の実際の通勤距離又は通勤に要する実際費用に応じて算定されるものをいう。したがって、実際の通勤距離等にかかわらず、一律定額で支払われるものは、その実質において「通勤手当」とはいえないので、割増賃金の算定基礎に含めなければならない。

B × (法37条、昭33. 2. 13基発90号)

手術手当を支給される医師が手術以外の業務で法定時間外労働を行った場合においては、割増賃金の基礎となる賃金に「算入する必要はない」。

C × (法37条、昭23. 11. 22基発1681号)

その日の特殊事情によって通常従事している職務を離れ、たまたま特殊作業に従事し、その特殊作業の勤務が労働時間外に及ぶときは、その超過労働時間に対しては、特殊作業手当を法37条の割増賃金の基礎となる賃金に算入して計算した割増賃金を支払わなければならない。

D × (法37条、平12. 3. 8基収78号)

いわゆる年俸制の適用を受ける労働者の割増賃金の取扱いについて、賞与の支給額が確定しており、かつ、毎月支払部分と賞与とが明確に区分されている場合には、当該賞与額を割増賃金の基礎となる賃金に「算入しなければならない」。

E ○ (法37条、昭41. 4. 2基収1262号)

設問のとおりである。所定労働時間の一部又は全部が深夜である看護等の業務に従事する看護師等に支払われる夜間看護手当は、割増賃金の基礎に算入しなくともよい。

問7 正解D

A ○（法106条1項、令和5.10.12事務連絡）

設問のとおりである。

B ○（最二小判昭43.8.2西日本鉄道事件）

設問のとおりである。

C ○（法89条、令4.1.7基発0107第4号）

設問のとおりである。

D ×（法90条2項、則49条2項）

法90条2項の規定により就業規則の届出に添付すべき意見を記した書面は、労働者を代表する者の氏名を「記載しただけで足り、押印は不要である」。

E ○（法91条、昭63.3.14基発150号）

設問のとおりである。遅刻、早退の時間に対する賃金額を超える減給は制裁とみなされ、制裁に関する規定の適用を受ける。

問8 正解D

- A ○（労働安全衛生法（以下問10まで「法」とする）3条3項、昭47.9.18基発602号）

設問のとおりである。

- B ○（法29条1項）

設問のとおりである。法29条は、一定の場所において当該事業遂行の全般について責任と権限を有している元方事業者に、関係請負人及びその作業従事者に対する本法の遵守に関する指導、指示義務を課したものであり、業種の如何は問わない。

- C ○（労働安全衛生規則（以下問10まで「則」とする）2条2項）

設問のとおりである。

- D ×（則11条1項、則15条）

産業医には、少なくとも毎月1回（産業医が、事業者から、毎月1回以上、一定の情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも2月に1回）作業場等を巡視する義務がある。

- E ○（則12条の3第1項）

設問のとおりである。安全衛生推進者は、その事業場に専属の者を選任しなければならないが、専任の者とする事までは定められていない。

問9 正解C

- A ×（法61条、労働安全衛生法施行令（以下問10まで「令」とする）20条7号、則41条、則別表3）

事業者は、つり上げ荷重が5トン以上の移動式クレーンの運転の業務については、「移動式クレーン運転士免許」を受けた者を就かせることができる。

- B ×（法61条、令20条6号、7号、則41条、則別表3）

事業者は、つり上げ荷重が5トン以上のクレーン（跨線テルハを除く）の運転の業務のうち、床上で運転し、かつ、当該運転をする者が荷の移動とともに移動する方式のクレーンの運転の業務については、「クレーン・デリック運転士免許を受けた者又は床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者」を就かせることができる。

- C ○（法61条、令20条12号、令別表7第2号、則41条、則別表3）

設問のとおりである。

- D ×（法61条、令20条13号、則41条、則別表3）

最大荷重が「1トン未満」のショベルローダー又はフォークローダーの運転の業務は、法61条に定める就業制限業務に該当しない。

- E ×（法61条、令20条16号、則41条、則別表3）

つり上げ荷重が1トン以上のクレーンの玉掛けの業務は、法61条に定める就業制限業務に「該当する」。

問10 正解E

- A ○（法65条1項、令21条1号、粉じん障害防止規則25条、同則26条1項）
設問のとおりである。
- B ○（法65条1項、令21条2号、則587条1号、則607条1項）
設問のとおりである。
- C ○（法65条1項、令21条3号、則588条、則590条1項）
設問のとおりである。
- D ○（法65条1項、令21条7号、令別表3第2号、特定化学物質障害予防規則
36条1項）
設問のとおりである。
- E ×（法65条1項、令21条9号、酸素欠乏症等防止規則3条1項）
事業者は、令21条9号で定める酸素欠乏危険場所において作業を行う場合の
当該作業場について、「その日の作業を開始する前に」、当該作業場における空
気中の酸素の濃度を測定しなければならない。

労働者災害補償保険法

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律を含む。)

解答・解説

問1 正解B

- A × (労働者災害補償保険法(以下問7まで「法」とする)3条1項、昭35.11.2基発932号)

在籍型出向労働者の労災保険法の適用については、「出向の目的及び出向元事業主と出向先事業主とが当該出向労働者の出向につき行った契約並びに出向先事業における出向労働者の労働の実態等に基づき、当該労働者の労働関係の所在を判断して、その者に係る保険関係が出向元事業と出向先事業のいずれにあるかを決定する」。

- B ○ (法3条1項、昭61.6.30基発383号)

設問のとおりである。

- C × (法3条1項、平18.10.2基発1002004号)

障害者総合支援法に基づく就労継続支援を行う事業場で就労する障害者は、「雇用契約を締結している場合には」、労災保険法が適用される。

- D × (法3条1項、平9.9.18基発636号)

一般に、インターンシップにおいての実習が、見学や体験的なものであり、使用者から業務に係る指揮命令を受けていると解されないなど、使用従属関係が認められない場合には、当該学生は労働基準法9条に規定する労働者に該当しない。「しかし、直接生産活動に従事するなど当該作業による利益・効果が当該事業場に帰属し、かつ、事業場と学生との間に使用従属関係が認められる場合には、当該学生は労働者に該当するものと考えられ、また、この判断は、個々の実態に即して行う必要がある」。

- E × (法3条2項、地方公務員災害補償法2条1項1号、同法67条2項、地方公務員の育児休業等に関する法律6条)

公務員については、一部の者を除き、他の法律(国家公務員災害補償法、地

方公務員災害補償法等)に基づく災害補償制度により保護が与えられるため、設問の者には、「労災保険は適用されない」。

本問のアからオまでのそれぞれの記述の正誤は以下のとおりであり、したがって、ア、ウ及びエの三つを保険給付の対象となるとするCが正解となる。

問2 正解C

ア ○ (昭24. 1. 19基収3375号)

業務災害として認められる。自宅等から使用者の呼び出しを受けて現場にかつつける途上は、業務遂行中であると解される。

イ × (昭24. 12. 15基収4028号、平21. 7. 23基発0723第14号)

業務災害として認められない。自己の居住する社宅の防火活動をもって事業施設の防火活動とみることは困難とされる。

ウ ○ (昭34. 10. 9基発700号)

業務災害として認められる。使用者から出張命令を受けて受検した技能検定中は、業務遂行中であると解される。

エ ○ (昭36. 3. 13基収1844号)

業務災害として認められる。

オ × (昭49. 3. 1基収260号)

業務災害として認められない。本件は、通勤途上の災害に当たるため通勤災害としては認められる。

解答・解説

本問のアからオまでのそれぞれの記述の正誤は以下のとおりであり、したがって、ウとオを正しいとするDが正解となる。

問3 正解D

ア × (令3.9.14基発0914第1号、令5.10.18基発1018第1号)

認定基準にいう「特に過重な業務」とは、日常業務に比較して特に過重な身体的、精神的負荷を生じさせたと客観的に認められる業務をいうが、ここでいう日常業務とは、「通常の所定労働時間内の所定業務内容」をいう。

イ × (令3.9.14基発0914第1号、令5.10.18基発1018第1号)

認定基準において、業務の過重性の具体的な評価を行うに当たって検討すべきとされている負荷要因の1つに勤務時間の不規則性があり、特に長期間の過重業務の判断に当たっては、勤務間インターバルがおおむね「11時間未満」の勤務の有無、時間数、頻度、連続性等について検討し、評価することとされている。

ウ ○ (令3.9.14基発0914第1号、令5.10.18基発1018第1号)

設問のとおりである。

エ × (令3.9.14基発0914第1号、令5.10.18基発1018第1号)

器質的心疾患（先天性心疾患、弁膜症、高血圧性心疾患、心筋症、心筋炎等）を有する者が、認定基準にいう対象疾病である虚血性心疾患等を発症した場合については、業務と発症との関連が「認められることがある」。

オ ○ (令3.9.14基発0914第1号、令5.10.18基発1018第1号)

設問のとおりである。

問4 正解E

- A × (法34条1項3号、労働者災害補償保険法施行規則(以下問7まで「則」とする)46条の20第1項)

第1種特別加入者の給付基礎日額として厚生労働大臣が定める額は、その最高額が25,000円であり、その最低額が「3,500円」である。

- B × (法8条の2第2項)

法8条の2第2項は、業務災害により休業補償給付を支給すべき事由が生じた日が当該休業補償給付に係る療養を開始した日から起算して「1年6か月」を経過した日以後の日である場合において、同条同項各号のいずれかに該当するときは、当該休業補償給付を受けるべき者の休業給付基礎日額は、当該者の基準日(当該休業補償給付を受けるべき者の当該休業補償給付を支給すべき事由が生じた日の属する四半期の初日)における年齢の属する年齢階層について厚生労働大臣が定めた額とする旨規定している。

- C × (法14条1項、最一小判昭58.10.13浜松労基署長(雪島鉄工所)事件)

法14条1項に規定する休業補償給付は、労働者が業務上の傷病により療養のため労働不能の状態にあって賃金を受けることができない場合に支給されるものであり、条件を具備する限り、「その者が休日又は出勤停止の懲戒処分を受けた等の理由で雇用契約上賃金請求権を有しない日についても、休業補償給付の支給がされると解するのが相当である」とされる。

- D × (特別支給金規則3条5項)

休業特別支給金の支給対象となる日について休業補償給付を受けることができる者は、当該休業特別支給金の支給申請を、当該休業補償給付の「請求と同時に」に行わなければならない。

- E ○ (法14条2項、労働者災害補償保険法施行令1条1項)

設問のとおりである。

問5 正解E**A × (法12条の8第4項3号)**

病院又は診療所に入院している間は、介護補償給付を「受けることはできない」。

B × (法12条の8第4項1号)

障害者総合支援法5条11項に規定する障害者支援施設に入所し、同法同条7項が定める生活介護を受けている間は、介護補償給付を「受けることはできない」。

C × (法12条の8第4項)

「障害補償一時金」の支給を受けた労働者が、加齢により介護を要する状態となった場合、介護補償給付を「受けることはできない」。介護補償給付の支給対象者は、「障害補償年金」又は傷病補償年金の受給権者のうち一定の者である。

D × (則18条の3の2、則別表3)

業務災害により両眼を失明し、障害等級第1級の障害補償年金を受ける労働者は、「他に障害等級第1級又は第2級の障害がある場合に限り」、常時介護を要する障害の程度にあるとして、介護補償給付を受けることができる。

E ○ (則18条の3の4)

設問のとおりである。

問6 正解E

A ○ (則11条の3第1項)

設問のとおりである。

B ○ (法26条2項1号、平13.3.30基発233号)

設問のとおりである。二次健康診断は、1年度につき1回に限り、特定保健指導は、二次健康診断ごとに1回に限る。

C ○ (法26条2項2号、平13.3.30基発233号)

設問のとおりである。

D ○ (平13.3.30基発233号)

設問のとおりである。特別加入者は、労働安全衛生法が適用除外とされており、特別加入者には一次健康診断は行われないので、二次健康診断等給付は支給されない。

E × (法26条1項)

二次健康診断等給付は、労働安全衛生法66条1項の規定に基づき行われた直近の健康診断において、血圧検査等所定の検査を受けた労働者が、当該検査項目の「いずれの項目にも」異常の所見があると診断されたときに、当該労働者に対し、その請求に基づき行われる。

問7 正解B

A ○（令6.4.26基発0426第2号）

設問のとおりである。

B ×（令6.4.26基発0426第2号）

特別加入団体として承認を受けるためには、「都道府県」ごとに加入希望者が訪問可能な事務所を設け、「全国」を単位として団体を運営する必要がある。

C ○（令6.4.26基発0426第2号）

設問のとおりである。

D ○（令6.4.26基発0426第2号）

設問のとおりである。

E ○（則1条3項、令6.4.26基発0426第2号）

設問のとおりである。

問8 正解C

- A × (労働保険の保険料の徴収等に関する法律(以下問10まで「法」とする)7条、法12条3項3号、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則(以下問10まで「則」とする)17条3項、昭40.7.31基発901号)
設問の場合、いわゆる「継続事業」のメリット制の適用対象とされる。
- B × (法7条、則6条、則34条)
一括有期事業報告書についても、概算保険料申告書や確定保険料申告書と同様に「当該一括有期事業に係る労働保険料の納付事務を取り扱う一の事務所の所在地を管轄する都道府県労働局歳入徴収官に提出しなければならない」。
- C ○ (法4条の2、法7条)
設問のとおりである。
- D × (法7条、昭40.7.31基発901号)
法7条の適用により一括された個々の有期事業について、その後、事業の規模の変更等があった場合には、「当初の一括のまま」取り扱われる。
- E × (法7条3号、則6条1項2号、則13条2項1号、昭58.2.21労働省告示14号)
法7条の適用により一括有期事業とみなされるための要件として、立木の伐採の事業以外の事業にあつては請負金額の上限が定められているが、当該請負金額を計算するに当たって、事業主が注文者からその事業に使用する機械器具等の貸与を受けた場合には、厚生労働大臣が定める事業の種類に該当する事業を除き、当該機械器具等の損料に相当する額(消費税等相当額を除く。)を請負代金の額(消費税等相当額を除く。)[に加算する]こととされている。

問9 正解D

A ○ (法11条2項、昭23.1.9基発14号)

設問のとおりである。使用従属関係が認められない労務提供を行った請負人は、労働保険徴収法上の労働者にはならない。

B ○ (法15条1項1号、法31条3項、則24条1項)

設問のとおりである。賃金総額の見込額が、直前の保険年度の賃金総額の100分の50以上100分の200以下である場合、直前の保険年度の賃金総額を用いる。設問の場合、令和6年度の確定賃金総額を用いて算定するため、5,000万円×1000分の3=150,000円となる。

C ○ (法15条1項、法21条の2第1項、則38条1項、則38条の5)

設問のとおりである。

D × (法15条1項1号、法18条、則24条1項、則27条2項ほか)

設問の場合、延納回数は3回で、各期の納付額は $875,000円 \div 3 = 291,666.666\dots$ となる。1円未満の端数は「第1期分」に加えて納付するため、第2期分として納付する概算保険料の額は「291,666円」となる。

E ○ (法19条1項1号、法31条1項1号、3項)

設問のとおりである。労災保険料の事業主負担分は、 $6,000万円 \times 1000分の3 = 180,000円$ 、雇用保険料の事業主負担分は $6,000万円 \times 1000分の9 = 540,000円$ となり、一般保険料の総額は720,000円となる。雇用保険率のうち事業主負担分は、 $(1000分の14.5 - 1000分の3.5) \div 2 + 1000分の3.5$ で計算する。

問10 正解E

A × (法33条1項、平12.3.31発労徴31号)

事業主は、労災保険の特別加入の申請、変更届、脱退申請等に関する手続について、労働保険事務組合に処理を「委託することができる」。

B × (法33条1項、平12.3.31発労徴31号)

労働保険事務組合について、法人でなければならないという規定はない。

C × (法34条、平12.3.31発労徴31号)

政府が労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託した事業主に対してすべき労働保険料等についての督促状による督促を、直接当該事業主に対してすることなく当該労働保険事務組合に対して行った場合、その効果は当該事業主に対して「及ぶ」。

D × (法35条2項、平12.3.31発労徴31号)

督促状による督促があった旨の通知を労働保険事務組合から受けた滞納事業主が、労働保険事務処理規約等に規定する期限までに労働保険料の納付のための金銭を当該労働保険事務組合に交付しなかったために延滞金を徴収される場合、当該労働保険事務組合は延滞金の納付責任を「負わない」。

E ○ (法35条4項、平12.3.31発労徴31号)

設問のとおりである。

雇用保険法

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律を含む。)

解答・解説

問 1 正解 B

- A × (雇用保険法(以下問7まで「法」とする)5条1項、法附則2条1項、雇用保険法施行令(以下問7まで「令」とする)附則2条、行政手引20104)

国、都道府県、市町村その他これらに準ずるものの事業及び法人である事業主の事業は、暫定任意適用事業の範囲には含まれない。「法人」とは、私法人、公法人、特殊法人、公益法人、中間法人(協同組合等)、営利法人(会社)を問わず、法人格のある社団、財団のすべてが含まれる。

- B ○ (法5条1項、法附則2条1項、令附則2条、行政手引20105)

設問のとおりである。ごく短期間のみ行われる事業、あるいは一定の季節にのみ行われる事業(いわゆる季節的事業)は、通常「常時5人以上」には該当しない。

- C × (労働保険徴収法附則2条1項)

任意適用事業については、事業主が任意加入の申請をし、厚生労働大臣の認可があった場合、当該認可があった日にその事業の雇用保険に係る保険関係が成立する。

- D × (法5条1項、法附則2条1項、令附則2条、行政手引20105)

労働者の退職等により労働者の数が5人未満となった場合であっても、事業の性質上速やかに補充を要し、事業の規模等からみて5人未満の状態が一時的であると認められるときは、5人以上として取り扱う。設問の個人経営事務所は、雇用保険の強制適用事業として取り扱う。

- E × (法5条1項、法附則2条1項、令附則2条、行政手引20105)

「常時5人以上」における5人の計算に当たっては、雇用保険法の適用を受けない労働者も含めて計算する。設問の個人経営事務所は、8人の労働者を雇

用する適用事業として取り扱われる。なお、雇用保険法の適用を受けない労働者のみを雇用する事業主の事業については、その数のいかんにかかわらず、適用事業として取り扱う必要はないとされる。

問2 正解D

- A ○（雇用保険法施行規則（以下問7まで「則」とする）142条1項）
設問のとおりである。
- B ○（則141条1項）
設問のとおりである。
- C ○（則141条1項、行政手引22101）
設問のとおりである。事業所の分割又は統合が行われた場合における事業所の設置又は廃止の届出は、従たる事業所について行い、主たる事業所については、行う必要がない。
- D ×（則145条2項）
設問中「当該廃止した事業所の所在地を管轄する公共職業安定所長」とあるのは、「当該代理人の選任又は解任に係る事業所の所在地を管轄する公共職業安定所長」とすると正しい。
- E ○（則141条1項、行政手引22251）
設問のとおりである。事業主は、事業所の組織の変更等により従来事業所非該当の施設として取り扱われていたものを以後一の事業所として取り扱おうとするときは、当該事業所について事業所設置届を提出しなければならない。

問3 正解B

A × (法60条の2第4項、則101条の2の8第1項1号)

一般教育訓練を受け、修了した者に支給される教育訓練給付金の額は、「10万円」を上限とする。

B ○ (法60条の2第4項、則101条の2の6、行政手引58114)

設問のとおりである。検定試験の受験料のほか、受講に当たって必ずしも必要とされない補助教材費、教育訓練の補講費、教育訓練施設が実施する各種行事参加に係る費用、学債等将来受講者に対して現金還付が予定されている費用、受講のための交通費及びパソコン、ワープロ等の器材等については教育訓練経費とはならない。

C × (法60条の2第4項、則101条の2の7第3号)

給付率は「100分の80」ではなく「100分の50」が正しい。

D × (法60条の2第1項2号、則101条の2の5第1項)

専門実践教育訓練を開始した日（基準日）に一般被保険者又は高年齢被保険者である者以外の者であって、基準日が当該基準日の直前の一般被保険者又は高年齢被保険者でなくなった日から1年以内にあり、かつ、支給要件期間が3年（初めて教育訓練給付金を受給する場合は2年）以上ある者についても教育訓練給付金を受給することができる。

E × (法附則11条の2第4項)

基本手当の受給資格がある場合、基本手当が支給される期間は教育訓練支援給付金は支給されず、基本手当の受給終了後に教育訓練支援給付金が支給される。

問4 正解B

1年と30日（法20条1項3号、法23条1項2号、2項1号、法61条の7第9項、則35条4号）

本問において、「受給資格者の区分（離職日における年齢及び算定基礎期間）」及び「特定受給資格者の範囲」に着目する必要がある。

算定基礎期間は、受給資格者が基準日（離職日）まで引き続いて同一の事業主の適用事業に被保険者として雇用された期間で、当該雇用された期間に係る被保険者となった日前に被保険者であったことがある者については、当該雇用された期間と当該被保険者であった期間を通算する。ただし、次の期間は被保険者であった期間に通算しない。

- ・ 育児休業給付金等の支給に係る休業期間等
- ・ 離職後1年以内に被保険者資格を再取得しなかった場合の前の被保険者であった期間

よって、設問の者の算定基礎期間は、次のとおりである。

事業所X	被保険者期間 17年0月	雇用された期間19年0月のうち、育児休業期間計2年0月を控除した17年0月
事業所Y	被保険者期間 6年6月	雇用された期間6年6月
	算定基礎期間 23年6月	離職期間2月、かつ失業等給付を受給していないため、17年0月と6年6月が通算される。

設問の者は「⑤適用事業所Yの移転により、通勤することが困難になったため45歳8月で離職した」ことから、法23条2項1号の者（倒産等による離職者）に該当し、「特定受給資格者」である。

以上のことから、設問の者は、基準日において45歳以上60歳未満であって算定基礎期間が20年以上の特定受給資格者のため、基本手当の受給期間は、「1年に30日を加えた期間」となる。

問5 正解A

A ○（法20条2項、則31条の2第2項、行政手引50281）

設問のとおりである。受給期間の延長は、次のいずれかの理由により離職した者について認められる。

- ① 60歳以上の定年に達したこと
- ② 60歳以上の定年に達した後、勤務延長又は再雇用により一定期限まで引き続き被保険者として雇用されることとなっている場合に、当該勤務延長又は再雇用の期限が到来したこと
- ③ 船員が50歳以上の定年に達したこと
- ④ 船員が50歳以上の定年に達した後、勤務延長又は再雇用により一定期限まで引き続き被保険者として雇用されることとなっている場合に、当該勤務延長又は再雇用の期限が到来したこと

設問の者は、上記②「勤務延長又は再雇用の期限が到来したこと」の要件を満たしていないことから、受給期間の延長が認められない。

B ×（法20条2項、則31条の2、行政手引50281）

設問の者は、上記解説A「③船員が50歳以上の定年に達したこと」の要件を満たすことから、受給期間の延長が認められる。

C ×（則31条の3第2項）

定年退職者の受給期間延長の申出は、当該申出に係る離職の日の翌日から起算して「2か月以内」にしなければならない。

D ×（法20条1項、2項）

定年退職者等の受給期間とされた期間内に、疾病又は負傷等の理由により引き続き30日以上職業に就くことができない日がある場合には、さらに受給期間の延長が認められる。

E ×（法20条2項、則31条の3、行政手引50283）

この場合の申請は、原則として本人が管轄公共職業安定所に出頭した上で行うこととするが、疾病又は負傷その他やむを得ない理由のために申請期限内に管轄公共職業安定所に出頭することができない場合に限り、その理由を記載し

た証明書を添付の上、代理人又は郵送等により行うことができる。

本問のアからオまでのそれぞれの記述の正誤は以下のとおりであり、したがって、オの一つを誤りとするAが正解となる。

問6 正解A

ア ○ (法32条1項、行政手引52151)

設問のとおりである。受給資格者が、正当な理由がなく公共職業安定所の紹介する職業に就くことを拒んだときは、その拒んだ日から起算して1か月間は、基本手当を支給しない。設問のように面接の結果採用になった後において就職することを拒否する場合も、就職拒否に含まれる。

イ ○ (法32条1項1号、行政手引52152)

設問のとおりである。紹介された職業が、受給資格者の能力からみて不相当であると認められるときは、職業に就くことを拒んでも、給付制限を受けることはないとされる。その認定基準の一つとして「専門の知識、技能を有しない者がそれらを必要とする業務に紹介された場合。例えば、建築、配線、潜水作業等の技能、熟練を必要とする業務に、それらの能力のない者が紹介された場合等を指す」と示されている。

ウ ○ (法32条1項3号、行政手引52152)

設問のとおりである。就職先の賃金が、同一地域における同種の業務及び同程度の技能に係る一般の賃金水準に比べて、不当に低いときは、職業に就くことを拒んでも、給付制限を受けることはないとされる。その認定基準の一つとして「就職先の賃金の手取額がその者の受けることができる基本手当の額のおおむね100分の100よりも低い場合」と示されている。

エ ○ (法32条1項5号、行政手引52152)

設問のとおりである。労働時間その他の労働条件が法令には違反しないが、その地域の同種の業務において行われる一般水準に比べて不当である事業所に紹介された場合、給付制限を受けることはないとされる。

オ × (法32条1項5号、行政手引52152)

1か月以上賃金不払（賃金の3分の1を上回る額が支払われなかった場合を含む。）の事業所（将来正当な時期に賃金が支払われるものと認められるもの

を除く。)に紹介された場合、給付制限を受けることはないとされる。設問の場合は、「紹介された時点では当該事業所の賃金不払いが解消しており、今後は正当な時期に賃金が支払われることが確実」とされるため、その就職を拒む正当な理由とされない。

問7 正解A

A × (行政手引51254、53302)

解雇の効力に争いがあることにより条件付きで基本手当を受給している者について、解雇がなかったと同様の状態になった場合は、公共職業安定所の命ずるところにより、既に支給した当該基本手当の全額を即時返還せしめる旨を通知徹底させるとともにこれを承認する旨の確約を徴しておくこととされる。よって、設問の場合、「基本手当を返還しないことができる」のではない。

B ○ (行政手引53302)

設問のとおりである。

C ○ (行政手引53253、53302)

設問のとおりである。

D ○ (行政手引53255)

設問のとおりである。

E ○ (行政手引53201-53250、53302)

設問のとおりである。

問8 正解E

- A × (労働保険徴収法(以下問10まで「法」とする)18条、労働保険徴収法施行規則(以下問10まで「則」とする)27条1項)

継続事業における延納の要件の一つとして、「当該保険年度において10月1日以降に保険関係が成立した事業ではないこと(9月30日までに保険関係が成立していること)」がある。令和6年11月1日に保険関係が成立した事業については、令和6年度の概算保険料を延納することができない。

- B × (法18条、則27条1項)

延納の要件である「納付すべき概算保険料の額が40万円(労災保険に係る保険関係又は雇用保険に係る保険関係のみが成立している事業については、20万円)以上の事業であること」、「当該保険年度において10月1日以降に保険関係が成立した事業ではないこと(9月30日までに保険関係が成立していること)」のいずれも満たすため、事業主は当該概算保険料を延納することができる。

- C × (法16条、則25条)

増加概算保険料の納付要件は、「増加後の保険料算定基礎額の見込額が増加前の保険料算定基礎額の見込額の100分の200を超え、かつ、増加後の保険料算定基礎額の見込額に基づき算定した概算保険料の額と既に納付した概算保険料の額との差額が13万円以上であること」である。設問の場合、当該差額が13万円未満(122,500円)につき、増加概算保険料の申告・納付は不要である。

- D × (法15条4項)

認定決定された概算保険料の納期限は、通知を受けた日の翌日から起算して15日以内であるが、設問の場合は事業主に対して通知を発した日に関する記載しかないため、納期限を判断することはできない。

- E ○ (法18条、則31条)

設問のとおりである。

問9 正解A

A × (法26条1項、雇用保険法22条5項)

特例納付保険料の対象となる事業主は、特例対象者を雇用していた事業主であって、雇用保険に係る保険関係が成立していたにもかかわらず、保険関係成立届を提出していなかった事業主である。特例対象者とは、雇用保険法に規定する算定基礎期間を2年を超えて遡及して計算できる者であり、設問のように「2年以内の算定基礎期間を遡及して計算することが可能」な者ではない。

B ○ (法26条3～5項)

設問のとおりである。

C ○ (則58条)

設問のとおりである。

D ○ (法33条1項)

設問のとおりである。なお、労働保険に係る次のような事務は、労働保険事務組合の受託業務の範囲に含まない。

- ・印紙保険料に関する事項
- ・労災の保険給付及び社会復帰促進等事業として行う特別支給金に関する請求書等に係る事務手続及びその代行
- ・雇用保険の失業等給付に関する請求書等に係る事務手続及びその代行
- ・雇用保険二事業（雇用安定事業及び能力開発事業）に係る事務手続及びその代行

E ○ (法26条5項、則38条3項2号)

設問のとおりである。

問10 正解D

A ×（行審法4条3号）

労働保険徴収法の規定による処分に不服がある者は、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができる。

B ×（行審法18条1項、2項）

処分についての審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月を経過したときは、することができない。また、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができない。

C ×（行訴法8条1項）

労働保険徴収法の規定による処分に不服がある者は、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができるほか、審査請求を経ずに直ちにその取消しの訴えを提起することができる。

D ○（法41条1項、徴収関係事務取扱手引I）

設問のとおりである。

E ×（法30条、法41条1項、国税通則法72条2項、徴収関係事務取扱手引I）

徴収権の時効については、その援用を要せず、また、その利益を放棄することができない。納付義務者がその時効による利益を放棄して納付する意思を有していたとしても、政府はその徴収権を行使することができない。

労務管理その他の労働及び社会保険に関する一般常識

解答・解説

問1 正解A

A ○ (令和5年外国人雇用実態調査 (厚生労働省))

設問のとおりである。外国人常用労働者（雇用保険被保険者数5人以上事業所）は約160万人となっており、産業別にみると、「製造業（約51万人）」が最も多く、次いで、「サービス業（約27万人）」、「卸売業、小売業（約17万人）」、「建設業（約12万人）」となっている。

B × (令和5年外国人雇用実態調査 (厚生労働省))

外国人常用労働者の国籍・地域をみると、「ベトナム（29.8%）」が最も多く、次いで「中国（香港、マカオ含む）（15.9%）」、「フィリピン（10.0%）」の順となっている。

C × (令和5年外国人雇用実態調査 (厚生労働省))

外国人常用労働者の職業をみると、「生産工程従事者（34.4%）」が最も多く、次いで、「専門的・技術的職業従事者（14.4%）」、「サービス職業従事者（13.8%）」の順となっている。

D × (令和5年外国人雇用実態調査 (厚生労働省))

外国人労働者を雇用する理由（事業所計）をみると、「労働力不足の解消・緩和のため（64.8%）」が最も多く、次いで「日本人と同等またはそれ以上の活躍を期待して（56.8%）」、「事業所の国際化、多様性の向上を図るため（18.5%）」、「日本人にはない知識、技術の活用を期待して（16.5%）」の順となっている。

E × (令和5年外国人雇用実態調査 (厚生労働省))

外国人労働者の雇用に関する課題（事業所計）をみると、「日本語能力等のためにコミュニケーションが取りにくい（44.8%）」が最も多く、次いで「在留資格申請等の事務負担が面倒・煩雑（25.4%）」、「在留資格によっては在留

期間の上限がある（22.2%）」、「文化、価値観、生活習慣等の違いによるトラブルがある（19.6%）」の順となっている。

問2 正解B

A ○ (令和5年度障害者雇用実態調査(厚生労働省))

設問のとおりである。産業別に身体障害者の雇用者数の割合をみると、「製造業」で21.3%と最も多く雇用されている。次いで、「卸売業、小売業」21.2%、「サービス業」14.9%となっている。

B × (令和5年度障害者雇用実態調査(厚生労働省))

企業規模別に身体障害者の雇用者数の割合を見ると、「1,000人以上規模」で30.9%と最も多く、次いで「100～499人規模」28.7%、「30～99人規模」19.1%、「5～29人規模」11.2%の順になっている。

C ○ (令和5年度障害者雇用実態調査(厚生労働省))

設問のとおりである。身体障害者の雇用上の課題について、63.0%が「ある」としている。課題として回答されたもののなかでは、「会社内に適当な仕事があるか」が77.2%と最も多く、次いで「職場の安全面の配慮が適切にできるか」が47.4%、「障害者を雇用するイメージやノウハウがない」が41.7%と多くなっている。

D ○ (令和5年度障害者雇用実態調査(厚生労働省))

設問のとおりである。身体障害者の雇用上の配慮について、58.7%が「配慮している」としている。配慮していることとして回答されたもののなかでは、「休暇を取得しやすくする、勤務中の休憩を認める等休養への配慮」が40.2%と最も多く、次いで「通院・服薬管理等雇用管理上の配慮」が38.3%、「短時間勤務等勤務時間の配慮」が37.9%となっている。

E ○ (令和5年度障害者雇用実態調査(厚生労働省))

設問のとおりである。身体障害者を雇用する上で関係機関に期待する取組みとしては、「具体的な労働条件、職務内容、環境整備などが相談できる窓口の設置」が35.0%、次いで「障害者雇用支援設備・施設・機器の設置のための助成・援助」が34.5%、「障害者雇用に関する広報・啓発」が28.3%となっている。

問3 正解E

A × (令和4年派遣労働者実態調査(事業所調査)(厚生労働省))

全労働者数に対する派遣労働者の割合を産業別にみると、「サービス業(他に分類されないもの)」が11.5%と最も高く、「宿泊業、飲食サービス業」は0.6%と最も低くなっている。

B × (令和4年派遣労働者実態調査(事業所調査)(厚生労働省))

派遣労働者を就業させる主な理由(複数回答3つまで)をみると、「欠員補充等必要な人員を迅速に確保できるため」が76.5%と最も高く、次いで「一時的・季節的な業務量の変動に対処するため」37.2%、「軽作業、補助的業務等を行うため」30.9%となっている。

C × (令和4年派遣労働者実態調査(事業所調査)(厚生労働省))

全労働者数に対する派遣労働者の割合を事業所規模別にみると、「1,000人以上」83.9%、「300~999人」66.8%、「100~299人」47.8%、「30~99人」26.9%、「5~29人」8.4%と規模が大きいほど派遣労働者が就業している事業所の割合が高くなっている。

D × (令和4年派遣労働者実態調査(事業所調査)(厚生労働省))

過去1年間(令和3年10月1日から令和4年9月30日)における派遣労働者に対する教育訓練・能力開発の実施の有無をみると、「実施した」が69.7%と約7割となっている。

E ○ (令和4年派遣労働者実態調査(事業所調査)(厚生労働省))

設問のとおりである。派遣労働者の不合理な待遇格差の解消に向けた派遣先労働者の待遇情報及び派遣労働者の派遣先における職務の評価情報の提供について、派遣元事業所から情報の提供が求められ、実際に提供したことがある事業所を提供した情報の種類別にみると、「福利厚生施設(給食施設、休憩室、更衣室)」が46.1%と最も高く、次いで「派遣先が行った派遣労働者の職務の評価情報(働きぶりや勤務態度)」が32.2%、「業務に必要な能力を付与するための教育訓練」が27.6%となっている。

問4 正解D

A ○（最二小判令6. 4. 26滋賀県社会福祉協議会事件）

設問のとおりである。職種や業務内容を限定する合意が使用者と労働者の間にあった場合、労働者の個別的同意なしに、使用者が一方的に配置転換を命ずることはできないと示した判例である。

B ○（労働契約法3条2項、平24. 8. 10基発0810第2号）

設問のとおりである。

C ○（労働契約法4条1項、平24. 8. 10基発0810第2号）

設問のとおりである。

D ×（最二小判昭60. 4. 5古河電気工業事件）

「いわゆる在籍出向が命じられた場合において、その後出向元が、出向先の同意を得た上、出向関係を解消して労働者に対し復帰を命ずるについては、特段の事由のない限り、当該労働者の同意を得る必要はないものと解すべきである」とするのが最高裁判所の判例である。

E ○（労働契約法18条1項、平24. 8. 10基発0810第2号）

設問のとおりである。

問5 正解B

A × (社会保険労務士法2条1項1号の2、昭53.8.8庁文発2084号)

社会保険労務士が、労働社会保険諸法令に基づき事業主等に代わって提出書類の手続をすることを「提出代行事務」という。「提出代行事務」の性格は法律行為の代理とは異なり、本来事業主等が意思決定すべき事項に及ばないものであることとされているため、代理業務、即ち申告、申請、不服申立等について事業主その他の本人から委任を受けて代理人として事務を処理することは含まれない。

B ○ (社会保険労務士法2条1項1号の4、2項)

設問のとおりである。

C × (社会保険労務士法25条の3の2第2項)

「何人も」、社会保険労務士について、不正行為の指示等を行った場合の懲戒や一般の懲戒に規定する行為又は事実があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、当該社会保険労務士の氏名及びその行為又は事実を通知し、適切な措置をとるべきことを求めることができる。

D × (社会保険労務士法25条の8第1項)

社会保険労務士法人の社員は、社会保険労務士でなければならない。

E × (社会保険労務士法25条の18第1項)

社会保険労務士法人の社員は、自己若しくは第三者のためにその社会保険労務士法人の業務の範囲に属する業務を行い、又は他の社会保険労務士法人の社員となってはならない。

問6 正解E

A × (国民健康保険法54条の4第1項)

市町村（特別区を含む。以下同じ）及び国民健康保険組合は、被保険者が療養の給付（保険外併用療養費に係る療養及び特別療養費に係る療養を含む）を受けるため病院又は診療所に移送されたときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員に対し、市町村又は国民健康保険組合が必要であると認める場合に限り、移送費を「支給する」。

B × (高齢者医療確保法54条1項)

被保険者は、被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項その他必要な事項を「後期高齢者医療広域連合」に届け出なければならない。

C × (介護保険法9条1号)

市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者（第1号被保険者）は、生活保護法による保護を受けている世帯であっても、当該市町村が行う介護保険の被保険者となる。なお、生活保護法による保護を受けている世帯（その保護を停止されている世帯を除く）に属する者が適用除外とされるのは、国民健康保険、後期高齢者医療である。

D × (船員保険法94条)

行方不明手当金の額は、1日につき、被保険者が行方不明となった当時の「標準報酬日額に相当する金額」とする。なお、行方不明手当金の支給を受ける期間は、被保険者が行方不明となった日の翌日から起算して3月を限度とする。

E ○ (国民健康保険法58条1項、2項)

設問のとおりである。出産育児一時金、葬祭費、葬祭の給付は「相対的必要給付（法定任意給付）」である。傷病手当金、出産手当金のように、条例又は規約の定めるところにより行うことができる給付を「任意給付」という。

問7 正解E

A × (確定拠出年金法62条2項1号)

個人型年金の老齢給付金の受給権を有する者又はその受給権を有する者であった者は、個人型年金加入者としなない。

B × (確定拠出年金法59条)

国民年金基金連合会は、少なくとも「5年」ごとに、個人型年金加入者数の動向、企業型年金の実施の状況、国民生活の動向等を勘案し、個人型年金規約の内容について再検討を加え、必要があると認めるときは、個人型年金規約を変更しなければならない。

C × (確定拠出年金法28条、73条)

個人型年金の給付は、企業型年金と同様に、老齢給付金、障害給付金及び死亡一時金とする。

D × (確定拠出年金法60条1項、3項)

国民年金基金連合会は、政令で定めるところにより、運営管理業務を確定拠出年金運営管理機関に委託「しなければならない」。なお、運営管理業務の一部を他の確定拠出年金運営管理機関に再委託することができる点は正しい。

E ○ (確定拠出年金法63条1項)

設問のとおりである。

問8 正解D

A × (高齢者医療確保法49条)

後期高齢者医療広域連合及び市町村は、政令で定めるところにより、特別会計を設けなければならないが、都道府県は設ける必要はない。

B × (高齢者医療確保法50条)

被保険者は設問のもののほか、後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する65歳以上75歳未満の者であって、厚生労働省令で定めるところにより、政令で定める程度の障害の状態にある旨の当該後期高齢者医療広域連合の認定を受けたものも含まれる。

C × (高齢者医療確保法109条)

普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、「市町村」の条例で定める。

D ○ (高齢者医療確保法111条)

設問のとおりである。

E × (高齢者医療確保法53条1項)

原則は翌日喪失だが、設問のように後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有しなくなった日に他の後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有するに至った場合は、「その日」から、その資格を喪失する。

本問のアからオまでのそれぞれの記述の正誤は以下のとおりであり、したがって、アの一つを誤りとするAが正解となる。

問9 正解A

ア × (社会保険審査官及び社会保険審査会法4条2項)

被保険者若しくは加入員の資格、標準報酬又は標準給与に関する処分に対する審査請求は、原処分があった日の翌日から起算して「2年」を経過したときは、することができない。

イ ○ (社会保険審査官及び社会保険審査会法12条の2)

設問のとおりである。なお、審査請求は文書又は口頭ですることができるが、審査請求の取下げは文書でなければならない。

ウ ○ (社会保険審査官及び社会保険審査会法12条)

設問のとおりである。

エ ○ (社会保険審査官及び社会保険審査会法20条、21条)

設問のとおりである。なお、委員長及び委員は、人格が高潔であって、社会保障に関する識見を有し、かつ、法律又は社会保険に関する学識経験を有する者のうちから、両議院の同意を得て、厚生労働大臣が任命する。

オ ○ (社会保険審査官及び社会保険審査会法37条)

設問のとおりである。

解答・解説

本問のアからオまでのそれぞれの記述の正誤は以下のとおりであり、したがって、ウとオを誤りとするDが正解となる。

問10 正解D

ア ○（令和6年版厚生労働白書（厚生労働省）ほか）

設問のとおりである。

イ ○（介護保険法27条1項、令和6年版厚生労働白書（厚生労働省）ほか）

設問のとおりである。

ウ ×（介護保険法7条5項、69条の2第1項、69条の7第1項、3項）

ケアマネジャー（介護支援専門員）とは、厚生労働省令で定める実務の経験を有する者であって、「都道府県知事」が行う試験に合格し、かつ、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修の課程を修了したものであって、厚生労働省令で定めるところにより「都道府県知事」の登録を受け、介護支援専門員証の交付を受けたものである。なお、介護支援専門員証の有効期間が原則5年である旨の記述は正しい。

エ ○（令和6年版厚生労働白書（厚生労働省）ほか）

設問のとおりである。

オ ×（平成23年版厚生労働白書（厚生労働省）ほか）

基礎年金の導入は平成元（1989）年改正ではなく、昭和60（1985）年改正である。

健康保険法

解答・解説

問 1 正解 E

- A × (健康保険法(以下問10まで「法」とする)18条1項、3項、健康保険法施行令(以下問10まで「令」とする)6条)
組合会議員の任期は「3年を超えない範囲内で規約で定める期間」とする。
- B × (法106条、法193条1項、昭3.4.16保理4147号)
出産育児一時金を受ける権利は保険事故(出産)の日の翌日から起算して2年を経過した時に消滅するため、「2年」を経過する日までの間、被保険者として受けることができるはずであった出産育児一時金の支給を最後の保険者から受けることができる。
- C × (法204条の6、健康保険法施行規則(以下問10まで「則」とする)158条の26第1項、則158条の27第1項)
収納職員が交替するときは、前任の収納職員は、「交替の日の前日」をもって、その月分の保険料等収納簿の締切りをし、健康保険法の規定による検査を受けた上、引継ぎの年月日を記入し、後任の収納職員とともに記名して認印を押さなければならない。
- D × (則116条1項、3項)
日雇特例被保険者は、介護保険第2号被保険者に該当しなくなったとき又は該当することになったときは、「直ちに」、厚生労働大臣又は指定市町村長に日雇特例被保険者手帳を提出して、その交換を申請しなければならない。
- E ○ (法174条)
設問のとおりである。

解答・解説

本問のアからオまでのそれぞれの記述の正誤は以下のとおりであり、したがって、アとウを誤りとするBが正解となる。

問2 正解B

ア × (則52条2項5号、3項、則170条)

設問の場合、5日以内に保険者に返納しなければならないとされている。

イ ○ (法附則7条1項)

設問のとおりである。

ウ × (法198条1項、法204条1項19号、法204条の7第1項)

設問の検査等の権限に係る事務は、健康保険組合に係る場合を除き、全国健康保険協会に行わせることとされている。

エ ○ (則23条の2)

設問のとおりである。

オ ○ (法63条2項4号)

設問のとおりである。

問3 正解C

A ○ (法145条1項、5項)

設問のとおりである。

B ○ (法58条1項、2項)

設問のとおりである。

C × (法169条2項、6項)

日雇特例被保険者が1日において2以上の事業所に使用される場合においては、「初めにその者を使用する事業主」が、その者及び自己の負担すべきその日の標準賃金日額に係る保険料を納付する義務を負う。

D ○ (法49条1項、2項)

設問のとおりである。

E ○ (法190条)

設問のとおりである。保険料等の賦課若しくは徴収の処分又は滞納処分に不服がある者は、社会保険審査会に対し、審査請求をすることができる。

問4 正解C

A ○ (則41条1項)

設問のとおりである。

B ○ (法44条1項、2項)

設問のとおりである。

C × (則35条)

事業主は、健康保険法の規定に基づいて事業主がしなければならない事項につき代理人に処理させるとき、又は代理人を解任したときは、「あらかじめ」、文書でその旨を厚生労働大臣又は健康保険組合に届け出なければならない。

D ○ (法155条の2、令44条の7第2項)

設問のとおりである。

E ○ (法88条4項)

設問のとおりである。

問5 正解D**A × (則51条1項1号、2項)**

任意継続被保険者が資格を喪失したときは、当該被保険者本人が、5日以内に、資格確認書を保険者に返納しなければならない。

B × (法87条1項、令6.11.29保医発1129第5号)

医師の同意は、「書面又は口頭」により与えられることを要するとされている。

C × (法85条8項、則62条)

保険医療機関等である病院又は診療所は、食事療養に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした被保険者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者からの請求の有無にかかわらず、領収証を交付しなければならない。なお、設問後段の記述は正しい。

D ○ (法65条4項2号)

設問のとおりである。

E × (法110条1項、昭31.12.24保文発11285号)

被扶養者に関する保険給付は、被保険者に対するものであるから、被保険者が死亡した場合には、当該保険給付を受けることはできない。なお、設問における「療養の給付」は「家族療養費」が正確な文言であると考えられる。

問6 正解E

A × (法154条の2)

国庫は、予算の範囲内において、健康保険事業の執行に要する費用のうち、特定健康診査等の実施に要する費用の「一部」を補助することができる。

B × (法3条7項、則37条の3)

設問の厚生労働省令で定める者とは、日本の国籍を有しない者であって、入管法の規定に基づく活動として法務大臣が定める活動のうち、①本邦に相当期間滞在して、病院若しくは診療所に入院し疾病若しくは傷害について医療を受ける活動又は当該入院の前後に当該疾病若しくは傷害について継続して医療を受ける活動を行うもの及びこれらの活動を行う者の日常生活上の世話をする活動を行うもの、②本邦において「1年」を超えない期間滞在し、観光、保養その他これらに類似する活動を行うものをいう。

C × (法116条、昭26.3.19保文発721号)

被保険者の自殺による死亡は故意に基づく事故ではあるが、死亡は絶対的な事故であるとともに、この死亡に対する保険給付としての埋葬料は、被保険者であった者により生計を維持していた者で埋葬を行う者に対して支給されるという性質のものであるから、給付制限事由の「故意に給付事由を生じさせた」ことには該当しないものとして取り扱い、埋葬料を支給しても差支えない。よって、設問の場合、埋葬料は支給される。

D × (法57条1項、平23.8.9保保発0809第3号)

加害者が不明のひき逃げ等の場合や自賠責保険の補償の範囲を超える賠償義務が発生した場合には、被害者の加入する医療保険の保険者が給付を行ったとしても、その保険者は求償する相手先がないケースや結果的に求償が困難なケースが生じ得るが、このような場合であっても、偶発的に発生する予測不能な傷病に備え、被保険者等の保護を図るという医療保険制度の目的に照らし、医療保険の保険者は、求償する相手先がないことや結果的に求償が困難であること等を理由として医療保険の給付を行わないということとはできないとされている。

- E ○（法115条1項、則103条の2第5項、令6.3.28保発0328第6号）
設問のとおりである。

問7 正解D

A ○（則24条の4）

設問のとおりである。

B ○（法101条、令6.12.2保発1202第50号）

設問のとおりである。

C ○（則47条1項）

設問のとおりである。なお、資格確認書の有効期限は、交付又は提供の日から起算して5年を超えない範囲内において保険者が定めるものとする。

D ×（則23条の2、令6.1.17事務連絡）

常時50人を超えると見込んで特定適用事業所該当届を提出して適用された後、実際には常時50人を超えなかった場合でも、遡及取消にはならない。

E ○（法85条の2第2項）

設問のとおりである。

問8 正解E**A × (法104条、昭31.12.24保文発11283号)**

資格喪失後の継続給付を受ける権利の一部が既に時効により消滅している場合、法104条の「継続して」に該当せず、時効未完成の期間についても、継続給付を受けることはできないとされる。

B × (法204条の3第1項)

日本年金機構は、滞納処分等を行う場合には、あらかじめ、「厚生労働大臣」の認可を受けるとともに、滞納処分等実施規程に従い、「徴収職員」に行わせなければならない。

C × (法160条1項、8項、13項)

健康保険組合が管掌する健康保険の一般保険料率を変更しようとするときは、理事長は、その変更について厚生労働大臣の認可を受けるだけで足り、社会保障審議会の議を経る必要はない。

D × (法119条、法122条、昭26.5.9保発37号)

保険者は、被保険者又は被保険者であった者の被扶養者が、正当な理由なしに療養に関する指示に従わないときは、当該被扶養者に係る保険給付の「一部」を行わないことができる。なお、設問後段の記述は正しい。

E ○ (法63条2項5号、令6.3.27保医発0327第10号)

設問のとおりである。

解答・解説

本問のアからオまでのそれぞれの記述の正誤は以下のとおりであり、したがって、エ及びオの二つを正しいとするBが正解となる。

問9 正解B

ア × (法159条1項、法159条の3)

設問の場合、令和7年3月は産前産後休業期間に該当するため、育児休業等期間中の保険料免除の対象ではない。

イ × (法99条1項、昭28.1.9保文発69号)

就業時間中に業務外の事由で発生した疾病について労務不能となった場合、その日は待期間の3日に含まれる。設問の場合、傷病手当金の待期間の起算日は令和7年2月3日となる。

ウ × (法108条1項、昭32.8.6保文発6737号、平11.3.31保険発46号・庁保険発9号)

名目的に見舞金でもいわゆる御見舞いではなく、事業主と被保険者との雇用関係に基づいて事業主が病氣中報酬の一部を支給し生活を保障しようとするものは、報酬の中に含まれるとされる。なお、設問前段の記述は正しい。

エ ○ (法105条)

設問のとおりである。

オ ○ (法43条の2第2項)

設問のとおりである。育児休業等終了時改定によって改定された標準報酬月額額は、育児休業等終了日の翌日から起算して2月を経過した日の属する月の翌月からその年の8月(当該翌月が7月から12月までのいずれかの月である場合は、翌年の8月)までの各月の標準報酬月額とする。

問10 正解B

- A ○（法75条の2第1項、則56条の2、平18.9.14保発90914001号）

設問のとおりである。

- B ×（法115条1項、令43条10項、昭48.11.7保発99号・庁保発21号）

同一の月に同一の保険医療機関において入院療養及び外来療養を受けたときは、それぞれ別個の保険医療機関から受けた療養とみなされる。

- C ○（法63条2項5号、令6.3.27厚労告122号）

設問のとおりである。

- D ○（法3条7項、平5.3.5保発15号・庁保発4号）

設問のとおりである。認定対象者が被保険者と同一世帯に属している場合、認定対象者の年間収入が130万円未満（認定対象者が60歳以上の者である場合又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合にあっては180万円未満）であって、かつ、被保険者の年間収入の2分の1未満である場合は、原則として被扶養者に該当するものとする。

「年間収入」とは、すべての収入を対象とするので、公的年金、利子収入、家賃収入、アルバイト収入、さらには傷病手当金や失業等給付等による収入も、これに含まれる。設問の場合、年間収入は220万円となり、130万円未満でないため、被扶養者になることはできない。

- E ○（法3条7項、平5.3.5保発15号・庁保発4号）

設問のとおりである。認定対象者が被保険者と同一世帯に属していない場合、認定対象者の年間収入が130万円未満（認定対象者が60歳以上の者である場合又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合にあっては180万円未満）であって、かつ、被保険者からの援助による収入額（仕送り額）より少ない場合には、原則として被扶養者に該当するものとする。設問の場合、年間収入が180万円未満であり、かつ、仕送り額よりも少ないため、被扶養者になることができる。

厚生年金保険法

解答・解説

問1 正解C

A ○（厚生年金保険法（以下問10まで「法」とする）36条1項）

設問のとおりである。

B ○（法14条）

設問のとおりである。「その事実があった日（資格喪失日）に更に被保険者の資格を取得するに至ったときは、その日に、被保険者資格を喪失する」とされる（同日得喪）。

C ×（法100条1項）

厚生労働大臣は、被保険者の資格、標準報酬、保険料又は保険給付に関する決定に関し、必要があると認めるときは、適用事業所等の事業主に対して、文書その他の物件を提出すべきことを命じることができることとされている。被保険者に対しては、文書その他の物件を提出すべきことを命じることができない。

D ○（法44条1項）

設問のとおりである。老齢厚生年金の受給権を取得した当時（受給権を取得した当時、被保険者期間の月数が240未満であったときは、当該月数が240以上となるに至った当時）、その者によって生計を維持されていた①65歳未満の配偶者、②18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、③20歳未満であって障害等級1・2級の障害の状態にある子について加給年金額の加算対象となる。当該第2子は、受給権取得当時は出生していないため、加給年金額の加算の対象とならない。

E ○（法49条2項）

設問のとおりである。

問2 正解E

- A ○ (厚生年金保険法施行令(以下問10まで「令」とする)3条の12の7ほか)

設問のとおりである。離婚等が成立し、按分割合が定められたが、合意分割の請求をする前に当事者の一方が死亡した場合、当事者双方の合意内容が公正証書等により客観的に明らかであれば、当事者の一方が死亡した日から起算して1月以内に合意分割の請求を行うことができる。この場合は、当事者の一方が死亡した日の前日に合意分割の請求があったものとみなされる。

- B ○ (法78条の2第2項)

設問のとおりである。合意分割の按分割合について当事者の合意のための協議が調わないとき、又は協議をすることができないときには、当事者の一方の申立てにより、家庭裁判所は、当該対象期間における保険料納付に対する当事者の寄与の程度その他一切の事情を考慮して、請求すべき按分割合を定めることができる。

- C ○ (法78条の4第1項)

設問のとおりである。当該請求が標準報酬改定請求後に行われた場合のほか、離婚等をしたときから2年を経過した場合においては、情報の提供を請求することができない。

- D ○ (令3条の12の5)

設問のとおりである。

- E × (法78条の10第1項)

設問中「当該標準報酬の改定又は決定が行われた日の属する月の翌月から」とあるのは、「当該標準報酬改定請求のあった日の属する月の翌月から」とすると正しい。

本問のアからオまでのそれぞれの記述の正誤は以下のとおりであり、したがって、アとオを正しいとするBが正解となる。

問3 正解B

ア ○（法47条の2第1項）

設問のとおりである。

イ ×（法47条の3第3項）

基準障害の障害厚生年金の支給は、法36条1項（年金の支給期間）の規定にかかわらず、当該障害厚生年金の請求があった月の翌月から始めるものとする。

ウ ×（法47条の2第1項）

事後重症の障害厚生年金の対象は、障害等級1級、2級及び3級である。

エ ×（法47条の3第1項）

基準障害の障害厚生年金の対象は、障害等級1級又は2級である。国民年金法による障害基礎年金との整合性を図り、障害基礎年金も同時に支給されるように、障害等級の1級又は2級に限定している。

オ ○（法附則16条の3第1項）

設問のとおりである。

問4 正解C

A × (法37条1項)

未支給の保険給付の支給を請求できる遺族の範囲は、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹又はこれらの者以外の3親等内の親族であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものであるため、受給権者の配偶者の甥（3親等）も含まれる。

B × (厚生年金保険法施行規則（以下問10まで「則」とする）28条)

事業主は、その厚生年金保険に関する書類を、その完結の日から2年間、保存しなければならない。

C ○ (法44条2項)

設問のとおりである。

D × (法2条の5第2項)

拠出金の納付に関する事務は、地方公務員共済組合連合会が行う。

E × (法40条)

受給権者が当該第三者から損害賠償を受ける前に保険給付を受けたときは、政府は、保険給付の価額の限度で、受給権者が第三者に対して有する損害賠償請求権を取得して、この権利を第三者に対して直接行使する。

問5 正解D

A × (法附則11条の6第1項ほか)

特別支給の老齢厚生年金と高年齢雇用継続給付との調整について、支給停止される年金額は、高年齢雇用継続給付の支給率の変更にあわせて、令和7年度より、最大で標準報酬月額の下4%となった。なお、設問前半の記述は正しい。

B × (法附則4条の5)

適用事業所以外の事業所に使用される高年齢任意加入被保険者は、事業主と被保険者で半額ずつ保険料を負担する。なお、適用事業所に使用される高年齢任意加入被保険者の場合、被保険者が保険料の全額を負担する義務を負う（ただし、事業主の同意があるときは、被保険者と事業主の半額ずつ負担する）。

C × (法8条の3)

2以上の船舶の船舶所有者が同一である場合には、法律上当然に一括され、厚生労働大臣の承認は不要である。

D ○ (法44条1項ただし書)

設問のとおりである。障害基礎年金と老齢厚生年金は併給可能だが、障害基礎年金の子の加算と老齢厚生年金の子に係る加給年金額が二重加算となるため、当該併給の場合、老齢厚生年金の子に係る加給年金額が支給停止される。

E × (法19条5項)

同一の月において被保険者の種別に変更があったときは、その月の変更後の被保険者の種別の被保険者であった月（2回以上にわたり被保険者の種別に変更があったときは、最後の被保険者の種別の被保険者であった月）とみなす。設問の場合、令和7年7月は第1号厚生年金被保険者であった月とみなされる。

問6 正解D**A × (法附則29条1項)**

日本の永住資格を有するときは脱退一時金を請求できない旨の規定はない。

B × (法附則29条)

脱退一時金の支給回数制限に関する規定はなく、支給要件を満たせばその都度支給される。

C × (平16法附則2条2項)

設問中「その作成年のおおむね100年後に」とあるのは、「次の財政の状況及び見通しが作成されるまでの間に」とすると正しい。

D ○ (平27.9.28年管管発0928第6号)

設問のとおりである。

E × (法62条1項)

中高齢寡婦加算の行われる要件につき、死亡した被保険者等が長期要件に該当する者の場合は被保険者期間の月数が240（中高齢者の特例に該当する場合は15年～19年）以上必要な一方、短期要件に該当する者の場合は、被保険者期間の月数に関わらず中高齢寡婦加算が行われる。死亡した「障害等級2級の障害厚生年金を受給する夫」は短期要件に該当するため、被保険者期間の月数に関わらず中高齢寡婦加算が行われる。

問7 正解B

A ○（法46条1項、令3条の6第1項3号、2項3号）

設問のとおりである。

B ×（平24法附則17条5項1号）

設問の場合、70歳以上の使用される者も2分の1同意対象者に含まれる。

C ○（法50条1項ほか）

設問のとおりである。

D ○（法14条5号、法46条1項）

設問のとおりである。

E ○（法附則15条の2ほか）

設問のとおりである。

問8 正解E

A × (法6条1項)

「適用業種（法定17業種）である事業の事業所であって、常時5人以上の従業員を使用するもの」は、厚生年金保険の強制適用事業所となるが、非適用業種である理美容の事業の個人事業所は、使用する従業員数に関わらず強制適用事業所とならない。

B × (法73条の2、昭35.10.6保険発123号)

自殺により保険事故を生じた場合の遺族年金の給付制限については、自殺行為は何らかの精神異常に起因して行われる場合が多く、たとえ当該行為者が外見上通常人と全く同様の状態にあったとしても、これをもって直ちに故意に保険事故を発生せしめたものとして給付制限を行うことは適当でないと考えられる。

C × (法40条の2)

偽りその他不正の手段により保険給付を受けた者がいるときは、実施機関は、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

D × (法78条1項)

「差し止め」は、保険給付の支給を停止するのではなく、差し止事由が消滅したとき、さかのぼって保険給付が行われる。なお、設問前半の記述は正しい。

E ○ (法31条の2、則12条の2第1項)

設問のとおりである。

(参考) 則12条の2第1項

法31条の2の規定による通知（厚生労働大臣が行うものに限る）は、次の各号に掲げる事項を記載した書面によって行うものとする。

- 一 被保険者期間の月数
- 二 最近1年間の被保険者期間における標準報酬月額及び標準賞与額
- 三 被保険者期間における標準報酬月額及び標準賞与額に応じた保険料（被保険者の負担するものに限る）の総額
- 四 国民年金法施行規則15条の4第1項1号に掲げる次の事項
 - ・第1号被保険者としての被保険者期間

被保険者期間の月数、最近1年間の被保険者期間における保険料の納付状況
及び被保険者期間における保険料の納付状況に応じた保険料の総額

・第3号被保険者としての被保険者期間

被保険者期間の月数

五 国民年金法による老齢基礎年金及び老齢厚生年金の額の見込額

六 その他必要な事項

問9 正解C**A × (法81条の2第1項)**

育児休業等の期間が1か月以下の場合は、標準賞与額に係る保険料は免除されない。標準賞与額に係る保険料は、賞与を支払った月の末日を含んだ連続した1か月を超える育児休業等を取得した場合に免除される。

B × (法83条2項)

保険料の繰上充当につき、設問中の「1年以内」とあるのは、「6か月以内」とすると正しい。

C ○ (法84条2項、3項)

設問のとおりである。

D × (法46条1項、5項)

総報酬月額相当額が改定された場合、改定が行われた月から支給される年金額が改定される。

E × (法附則7条の4、法附則11条の5ほか)

基本手当との調整が行われるのは、障害厚生年金ではなく65歳未満の者に支給される老齢厚生年金（特別支給の老齢厚生年金、繰上げ支給の本来の老齢厚生年金）である。

解答・解説

本問のアからオまでのそれぞれの記述の正誤は以下のとおりであり、したがって、イとオを正しいとするDが正解となる。

問10 正解D

ア × (法78条の33第1項)

障害認定日において2以上の種別の被保険者であった期間を有する者に対する障害手当金の支給に関する事務は、当該障害に係る初診日における被保険者の種別に応じて、実施機関が行う。

イ ○ (法96条1項)

設問のとおりである。

ウ × (法60条1項2号ロ、法64条の2)

遺族厚生年金（その受給権者が65歳に達しているものに限る）は、その受給権者が老齢厚生年金の受給権を有するときは、当該老齢厚生年金の額に相当する部分の支給を停止するとされ、加給年金額に相当する部分は支給停止されない。

エ × (法63条1項5号)

設問中、「3年を経過したとき」とあるのは、「5年を経過したとき」とすると正しい。

オ ○ (法27条、法102条1項1号)

設問のとおりである。

国民年金法

解答・解説

問 1 正解 B

A ○ (国民年金法 (以下問10まで「法」とする) 16条、法附則9条の3の2第7項、国民年金法施行規則 (以下問10まで「則」とする) 63条1項)
設問のとおりである。

B × (法101条の2)

「保険料その他この法律の規定による徴収金に関する処分」については、当該処分についての審査請求に対する社会保険審査官の決定を経た後でなくとも、提起することができる。被保険者の資格や給付に関する処分とは異なり、直接裁判所に訴訟を提起することができるということである。

C ○ (則64条1項)

設問のとおりである。

D ○ (則65条2項)

設問のとおりである。

E ○ (則20条の2第1項)

設問のとおりである。

解答・解説

本問のアからオまでのそれぞれの記述の正誤は以下のとおりであり、したがって、アとオの2つを誤りとするBが正解となる。

問2 正解B

ア × (法12条1項)

資格の取得及び喪失並びに種別の変更に関する事項並びに氏名及び住所の変更に関する事項については、「市町村長（特別区の区長を含む。）」に届け出なくてはならない。

イ ○ (法12条5項)

設問のとおりである。

ウ ○ (法5条7項)

設問のとおりである。

エ ○ (国民年金法施行令（以下問10まで「令」とする）4条)

設問のとおりである。

オ × (法8条4号)

20歳未満の者又は60歳以上の者は、厚生年金保険の被保険者の資格を取得するに至った「日」に、国民年金第2号被保険者の資格を取得する。

問3 正解E

- A ○ (法36条の3第1項)
設問のとおりである。
- B ○ (国民年金・厚生年金保険障害認定基準P61)
設問のとおりである。
- C ○ (法30条の3第1項)
設問のとおりである。
- D ○ (法36条の2第1項)
設問のとおりである。
- E × (法48条、法51条)
付加年金及び寡婦年金についても失権の規定がある。

問4 正解D

A × (法11条1項)

国民年金の被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、「被保険者資格を取得した日の属する月からその資格を喪失した日の属する月の前月まで」をこれに算入する。

B × (法11条の2)

被保険者の種別に変更があった月は、「変更後」の種別の被保険者であった月とみなす。

C × (則77条の7第1号)

申請全額免除の要件に該当するのは、「震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、被保険者、世帯主、配偶者又は被保険者、世帯主若しくは配偶者の属する世帯の他の世帯員の所有に係る住宅、家財その他の財産につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）が、その価格のおおむね2分の1以上である損害を受けたとき」である。保険金や損害賠償金等により補充された金額の多寡にかかわらず、全額免除されるものではない。

D ○ (法25条)

設問のとおりである。

E × (法93条1項、令7条ほか)

2年前納（4月開始）は、最初の4月が到来するまで1か月分ずつ割引されない保険料を口座振替し、その後、最初の4月末にまとめて2年分の保険料を口座振替（割引あり）するものである。

問5 正解D

A × (法30条の2第1項、法102条1項)

いわゆる事後重症による障害基礎年金は、請求することによって受給権が発生する「請求年金」であり、請求行為をしない限り受給権は発生しない。よって、時効の問題が生じることはない。

B × (法18条の4)

失踪の宣告を受けたことにより、行方不明となった日から7年を経過した日に死亡したものとみなされた者に係る死亡を支給事由とする給付の規定の適用について、身分関係、年齢及び障害の状態については、死亡したものとみなされた日（行方不明となった日から7年を経過した日）で判断する。設問の場合、死亡したものとみなされた日の時点で子の年齢は18歳に達する日以後の最初の3月31日に達していることから、子に対する遺族基礎年金を遡って受給することはできない。

C × (法40条1項3号)

遺族基礎年金の受給権は、受給権者が直系血族又は直系姻族以外の者の養子となったときは、消滅する。設問の場合、妻は失権事由に該当しない。

D ○ (法42条1項)

設問のとおりである。

E × (平26.3.27年管管発0327第2号)

失踪宣告を受けた者に係る消滅時効の起算日については、死亡とみなされた日（原則失踪の7年後）の翌日とされるが、死亡一時金については、給付を受ける権利が時効にかかれば何も受給できなくなってしまう。そこで、いわゆる掛け捨て防止の考え方に立って、死亡とみなされた日の翌日から2年を経過した後請求があったものであっても、失踪宣告の審判の確定日の翌日から2年以内に請求があった場合には、給付を受ける権利について時効を援用せず、死亡一時金を支給することとされている。

解答・解説

本問のアからオまでのそれぞれの記述の正誤は以下のとおりであり、したがって、ウとオを正しいとするDが正解となる。

問6 正解D

ア × (法28条5項)

老齢基礎年金の支給繰下げの申出をすることができる者が、70歳に達した日後に当該老齢基礎年金を請求し、かつ、当該請求の際に支給繰下げの申出をしないときは、当該請求をした日の5年前の日に支給繰下げの申出があったものとみなす。設問の場合、67歳の時点で繰下げ申出があったものとみなし、繰下げにより増額された老齢基礎年金の支給を受けることとなる。

イ × (法102条5項)

法96条1項に基づく督促を行った場合、その督促は時効の更新の効力を有する。

ウ ○ (令9条3項)

設問のとおりである。

エ × (法28条1項)

設問のような規定はない。なお、老齢基礎年金の支給繰上げについては、65歳に達する前に厚生労働大臣に請求する必要がある（法附則9条の2第1項）。

オ ○ (令5.3.20年管管発0320第1号)

設問のとおりである。

本問のアからオまでのそれぞれの記述の正誤は以下のとおりであり、したがって、アとエを誤りとするBが正解となる。

問7 正解B

ア × (社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律10条1項ほか)

協定相手国の年金加入期間は、日本の老齢基礎年金の合算対象期間となるが、協定相手国の年金制度への納付済保険料総額は日本の老齢基礎年金の年金額の計算の基礎に含まれない。

イ ○ (法附則9条1項)

設問のとおりである。

ウ ○ (昭60法附則8条5項9号)

設問のとおりである。

エ × (昭60法附則8条5項11号)

設問に記載の期間は、合算対象期間となる。

オ ○ (昭60法附則8条4項)

設問のとおりである。

解答・解説

本問のアからオまでのそれぞれの記述の正誤は以下のとおりであり、したがって、イ、エ及びオの3つを正しいとするCが正解となる。

問8 正解C

ア × (法109条の11第1項)

年金給付の過誤払による返還金の収納も日本年金機構に行わせることができる。

イ ○ (法109条の13、法109条の14)

設問のとおりである。

ウ × (法74条2項、3項)

一部のみではなく、運用の「全部又は一部」を日本年金機構に行わせることができる。

エ ○ (法108条の3第1項)

設問のとおりである。

オ ○ (法14条の3第2項)

設問のとおりである。

問9 正解E**A × (法附則5条3項)**

設問後段のような規定はない。「任意加入被保険者については、厚生労働大臣に任意加入の申出をした日に資格を取得する」という記述は正しい。

B × (法5条1項)

滞納処分により徴収された保険料に係る第1号被保険者としての被保険者期間は、保険料納付済期間に含まれる。

C × (法5条1項、法26条、昭60法附則8条1項)

設問の場合、以下の期間が保険料納付済期間となり、年金額の計算の基礎となる期間に算入される。

第1号被保険者期間 108月

第2号被保険者期間 12月

第3号被保険者期間 336月

合計 456月

D × (法29条)

老齢基礎年金の受給権は、受給権者が死亡したときのみ消滅する。

E ○ (法25条、法133条)

設問のとおりである。

問10 正解E

A × (法18条1項、法49条3項)

60歳未満の妻に支給する寡婦年金は、妻が60歳に達した日の属する「月の翌月」から、その支給を始める。

B × (法35条2号)

ただし書き部分が誤り。「65歳に達した日において、同項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなった日から起算して同項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態に該当することなく、3年を経過していないときは除かれる」が正しい。

C × (法34条1項、6項)

厚生労働大臣の職権改定の規定により障害基礎年金の額が改定されたときは、改定後の額による障害基礎年金の支給は、改定が行われた日の属する月の翌月から始めるものとする。

D × (法39条3項)

障害等級（1級・2級）に該当する障害の状態にある子の場合、「20歳に達したとき」に年金額が減額改定される。

E ○ (法96条6項)

設問のとおりである。